

認定農業者になりませんか

認定農業者とは…農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に応じて効率的・安定的な農業経営の目標等を示した「基本構想」を作成します。基本構想の目標を目指して、今後5年間の「農業経営改善計画」を作成し、市等から認定された経営体（個人または法人）が認定農業者です。

どんな人がなれるの？

性別	男性・女性問いません。
年齢	年齢制限は設けていません。
専業・兼業の別	問いません。また新規に就農を希望される方は認定新規就農者と認定農業者のどちらかになることができます。
経営規模・所得	一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は認定の対象となります。
営農類型	米、麦、大豆等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や野菜等の施設園芸なども認定の対象となります。
法人経営	農業経営を営む法人であれば、農地保有適格法人でなくとも認定の対象となります。 集落営農も、法人化すれば認定の対象となります。

夫婦や親子でなれるの？

●家族経営協定等を結び、経営主の奥さんや息子さん等が共同経営者となっていれば、複数の者による農業経営改善計画の認定の共同申請が認められ、夫婦や親子で認定農業者になることができます。

●現在、単独名義で認定を受けている農業経営改善計画に、経営主の配偶者や後継者等を共同経営者として追加するときは、新たに農業経営改善計画を出し直す必要はありませんが、申請者氏名を追加記載するよう、市等に対して計画の変更申請を行ってください。



国の運用見直しにより申請手続きが変更となります

令和2年4月より、国の運用見直しにより主に以下の内容が変更となりました。

■申請様式が全国共通の様式となりました。

■以下の場合の申請書の提出先はそれぞれの機関となりました。（再認定申請も同様）

- (1) 奥州市内にのみ経営する農地または農業用施設を持つ農業者は、奥州市へ。
- (2) 岩手県内の複数市町村に経営する農地または農業用施設を持つ農業者は、岩手県へ。
（※申請者の希望により、奥州市が県に進達することも可能です。ご相談ください。）
- (3) 複数の都道府県に経営する農地または農業用施設を持つ農業者は、国へ。

■認定農業者のメリット

農地のあっせん	・農地のあっせんを優先して受けることができます。
補助金の活用	・補助事業の対象となります。(機械導入、基盤整備等の要件となる場合があります。)
低利資金の融資	・農業近代化資金(施設・機械の取得、土地改良、運転資金)について、一般の農業者と比較して、より低金利での融資を受けることができます。 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金:農地取得、施設・機械の取得、土地改良、長期運転資金)に対して、貸付当初5年間、無利子となるよう、国が利子補給を行います(上限2パーセント)。 ただし、利子補給の対象要件は、人・農地プランに位置付けられた認定農業者が対象となります。
経営所得安定対策 	・収入減少影響緩和交付金(ナラシ)…当年産収入額が標準的収入額を下回った場合、その差額の9割が農業者と国による積立金で補てんされます。(農業者1:国3の割合で拠出) ※対象作物:米、麦、大豆等 ・畑の直接支払交付金(ゲタ)…当年産の生産面積に基づき数量払(交付単価は品質区分に応じて増減) ※対象作物:麦、大豆、そば、なたね等
農業経営基盤強化準備金制度 	・青色申告を行う認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、その積立額を必要経費・損金算入できるとともに、これを活用して農地等を取得した場合、圧縮記帳(※)が可能になります。 ※圧縮記帳とは…税法上の規定であり、有形固定資産の取得に際して収益(補助金等)が発生した場合、その取得額を減額(圧縮)することによって圧縮損を計上し、収益金額と圧縮損とを相殺してその年度の税負担を軽減する効果をもたせるもの。
市農業研修事業費補助金	・交付対象となる農業研修を受講した際に、補助の対象(研修に要する費用の1/2以内とし、上限30万円)となります。 ・国、県その他の公共団体の農業試験研究施設で実施する農業技術研究や、農業教育を行っている教育研究施設で実施する農業技術研修が対象となります。
農業者年金の保険料補助	・青色申告を行った場合、通常保険料の下限額(月額2万円)を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額(月額最大1万円)が補助されます。

ワンポイントメモ

経営所得安定対策

経営所得安定対策とは、諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物について、生産コストのうち販売収入では賄えない部分を補てんしたり、米および畑作物の価格が下落した際に収入を補てんする支援制度です。

加入対象は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、いずれも、規模要件はありません。

■認定農業者に関するお問い合わせは

奥州市農林部農政課(電話 0197-34-1582)または各総合支所地域支援グループまでどうぞ